

土庄保育園 運営規程

社会福祉法人聖愛財団

土庄保育園

土庄保育園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成26年法律第28号)の本旨に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う目的として設置する社会福祉法人聖愛財団土庄保育園(以下「当園」という。)の運営に関し、必要な事項を定める

(事業所の名称等)

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 土庄保育園
 - (2) 所 在 地 香川県小豆郡土庄町甲1177番地
 - (3) 利用定員 50人
- 2 当園の利用定員は、次のとおりとする。

2号	3号		
3歳以上	2歳児	1歳児	0歳児
10人	15人	10人	10人

※入所希望人数により変動する事がある。

(施設の目的)

第3条 土庄保育園(以下「当園」という。)が、保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という。)に対し、総合的な保育・教育等を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第4条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育等の提供を行う事により、全ての園児が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育・教育等を行うものとする。
- 3 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 4 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する保育・教育の内容)

第5条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、園児の発達に必要な保育・教育等を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が保育・教育等を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の員数については入所人数により変動する事がある。

園長	主任保育士	保育士		栄養士	事務員	家庭支援員 (資格あり)	調理員	保育補助	用務員
		常勤	非常勤						
1名	1名	9名	1名	2名	1名	2名	1名	3名	1名

- (1) 園長は、保育・教育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 副園長は、園長の職務を補佐する。(令和3年度副園長は設置しない)
- (3) 主任保育士は、保育計画の策定や利用園児の保護者からの育児相談、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (4) 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づき全ての利用園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (5) 保育士補助は、保育士の職務を補助する。
- (6) 調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食等の調理業務に従事する。
- (7) 事務職員は、当園の会計及び一般事務を行う。

(保育・教育等を提供する日)

第7条 当園の保育・教育等を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(1月29日から1月4日)、年度末年度始め(3月30日、31日)、および祝祭日を除く。※夏期(8月13日から15日)は家庭保育協力日とする。

※年度初め入園式前(4月1、2日)は特別保育日(午前保育・給食あり)とする。

- 2 当園は、前項の規定に関わらず、保育・教育等の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情がある時は、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定保育・教育を提供する事がある。

(保育・教育を提供する時間)

第8条 保育・教育等を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 開所時間

月曜日から土曜日まで	午前7時30分から午後6時30分まで
------------	--------------------

※月に一度、職員研修日(土曜日午前中保育)

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

	保育時間
月曜日から土曜日まで	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

	保育時間
月曜日から土曜日まで	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(利用者負担その他の費用の種類)

第 9 条 当園の保育・教育等を利用した支給認定保護者は、町に対し、居住する町の定める利用者負担額を支払うものとする。

2 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容	金額
日本スポーツ振興センター保険掛金	園児の災害共済給付保険	年額 2 4 0 円
教材費	氏名印代、写真代、絵本代、個人持ち保育用品(クレパス、のり、粘土)、消耗品等	実 費
保護者会費	保育材料、修了記念品、発表会撮影料等	月額 4 0 0 円
3 歳以上児の給食費	主食費、副食費、おやつ代 ※日割りはできません。	月額 800 円(主食) 月額 4,500 円(副食)

3 入園時の参考費用 ※変動有り ※年齢によって使用しない用品もある。

カラー帽子		はさみ	
カラー帽子(レンタル)		のり	
出席ノート(幼児)		クレパス	
出席ノート(乳児)		自由画帳	
出席シール		名札	
おたよりホルダー		粘土	
推奨絵本		粘土板	
粘土ケース		お道具箱	
マーカー		連絡ノート	

(利用の開始に関する事項)

第 1 0 条 当園は、町から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 保育・教育等の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面(土庄保育園運営規定)により、園児の保護者とその内容を確認する。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には当該園児に対する保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出(退園届)があったとき。
- (3) 町が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な故障又は困難が生じたとき。

(緊急時などにおける対応方法)

第12条 当園の職員は、保育・教育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその園児の保護者及び囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育・教育等の提供により事故が発生した場合は、町及び園児の保護者に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 園児に対する保育・教育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 当園は、事故の状況や事故に際して講じた処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した保育・教育等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密保持)

第16条 当園の職員は、業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 一時預かり事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第17条 当園は、保育・教育等の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| (1) 保育・教育等の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育等に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 入所児童の氏名、生年月日、健康診断その他保健に関する記録 | 5年間保存 |
| (4) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (5) 苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (7) 保育所児童保育要録 | 当該園児が小学校を卒業するまでの間 |
| (8) 職員名簿及び履歴書、健康診断、職員に係る検便の記録 | 5年間保存 |

(その他運営についての重要事項)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年12月10日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(第8条(1)(2)(3)保育時間の変更)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。(第2条2利用定員の変更)

(第8条(1)(2)(3)保育時間の変更)

(第7条(1)保育・教育等を提供する日の変更)

この規程は、令和2年4月1日より施行する。(第2条2利用定員の変更)

(第6条職員の職種・員数及び職務の内容)

(第7条(1)保育・教育等を提供する日の変更)

(第9条2保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。(第6条職員の職種・員数及び職務の内容)

(第7条(1)保育・教育等を提供する日の変更)

(第10条(2)利用の開始に関する事項)